

国保だより

ご存知ですか？高額療養費制度！

国民健康保険加入者が保険診療を受けたときに、療養費用の一部について自己負担する事になっていますが、長期の療養や入院などで医療費の自己負担額が高額になったとき、国保に申請して認められれば限度額を超えた分が償還されます。これを**高額療養費**といいます。

— 高額療養費（70歳未満）の算定の仕方 —

自己負担額が入院、外来、調剤等それぞれ21,000円以上のものを合算し、高額療養費算定基準額（注1）を超えた場合、その合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給します。（高額療養費＝医療費 注2－高額療養費算定基準 注1）

注2 算定に用いる医療費の額は、入院時の食事標準負担額及び保険外診療にかかるものは除きます。

高額療養費算定基準額（注1）

世帯区分	高額療養費基準額（自己負担限度額）	4回目以降
上位所得世帯	139,800円＋（総医療費－446,000円）×1％	77,700円
一般世帯（市民税課税世帯）	72,300円＋（総医療費－241,000円）×1％	40,200円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳から74歳までの高額療養費（老人保健対象者を除く）

高額療養費は、外来を個人ごとで合計し、支払い限度額を超えたものが外来分高額療養費となります。（70歳から74歳までの方は、外来で支払った病院が違っていても、支払った金額すべてを合計して計算されます。）

次に、世帯の70歳から74歳の方すべての負担額（外来個人負担と入院をして窓口で支払った金額を合わせた額の合計）が世帯の負担限度額を超えた場合、その超えた金額が世帯の高額療養費になります。

外来分の高額療養費と世帯分の高額療養費を合わせた金額が70歳から74歳の方の高額療養費となります。

区 分	患 者 負 担 限 度 額		4回目以降
	外来限度額 （個人ごと）	世帯負担限度額（外来＋入院）	
一定以上所得	40,200円	72,300円＋（総医療費－361,500円）×1％	40,200円
一般世帯	12,000円	40,200円	-
低所得	8,000円	24,600円	-
低所得		15,000円	-

高額療養費の申請手続には、領収書が必要になりますので、大切に保管してください。（領収書を紛失された方は、医療機関で再交付していただく場合もございます。）

その他不明な点がございましたら各支所健康福祉課国保担当にお尋ね下さい。
対馬市保健部 保険課 0920-58-1118

年金コーナー

国民年金保険料の額を証明した
控除証明書が年末調整や確定申
告に必要です。

所得税法等の一部が改正され、平成17年度分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書（ハガキ）が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整又は確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

■問合せ先

長崎社会保険事務局長崎北事務所

095-861-1211

または、対馬市各支所住民生活課
年金担当まで

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

日 時 平成17年12月1日（木）
9時～15時
場 所 上対馬総合センター

廃棄物対策課コーナー

自動車リサイクル法にかかる使用済自動車の

海上輸送費の80%を補助いたします。

対馬市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

補助の対象

平成17年1月1日以降に使用済(廃車)となった車で登録された引取業者によって引き取られた車両の海上輸送費(船賃、港での荷役費)の80%。(平成17年10月1日以降に海上輸送するものに限りです。)

自動車の最終所有者の方は、引取業者に車を引き渡す際に、海上輸送費をご確認ください。

対馬島内での陸上輸送費、諸経費などは補助の対象になりません。

補助金の申請をする者

海上輸送計画書を提出した関連事業者
(個人での申請ではありません)

引取業者については、回覧等によりお知らせします。

廃車時に最終所有者(ユーザー)が負担する費用

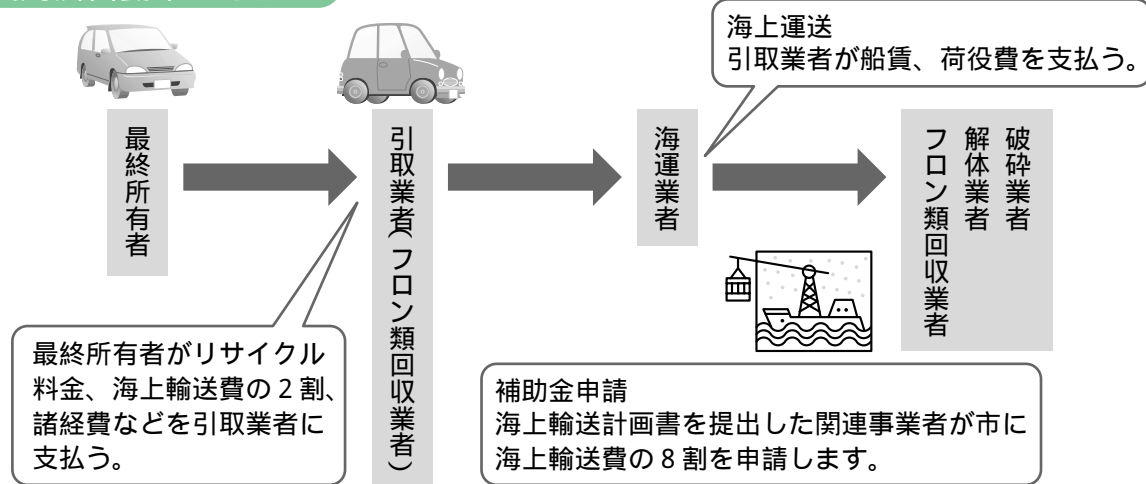
リサイクル料金

海上輸送費の20%

その他の諸経費

■お問い合わせ先 対馬市市民生活部廃棄物対策課 0920-53-6111

使用済自動車のながれ



「都市再生街区基本調査」に伴う 現地踏査の実施について

この度 国土交通省の実施する「都市再生街区基本調査」の一環として、独立行政法人都市再生機構が、下記のとおり現地踏査を実施します。なお、作業を委託された事業者が腕章を付け身分証明書を携帯のうえ調査を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

作業内容：現地踏査(公共基準点、官民境界杭などの状況調査)

■期間：平成17年11月14日～平成18年2月末日(予定)

■地域：厳原市街地

■問い合わせ 都市再生機構九州支社 都市再生企画部

092-722-1121

市民シンポジウム

「対馬もヤマメコもリ沖縄・奄美・対馬の
すばらしい自然とぞの危機」



人もツシマヤマメコも他の動物もみんな幸せに暮らす地域づくりについて、一緒に考えてみませんか？

■開催日：11月23日(水) 勤労感謝の日

■開演：14時～16時(開場13時～)

■会場：美津島文化会館

■主催：環境省・長崎県・対馬市

■問合先 対馬野生生物保護センター

0920-84-5577(担当 前田)

ツシマヤマメコ保護に関わる団体のブース展示もあります。





10月1日から介護保険施設などの利用料が変わりました

■変更となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の利用者の居住費、食費
 ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の利用者の滞在費、食費
 デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）の利用者の食費

施設等利用者は下記の段階に分類されます。

利用者負担段階	対 象 者
第 1 段 階	生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税者で老齢福祉年金受給者
第 2 段 階	世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第 3 段 階	世帯全員が市町村民税非課税者で利用者負担第 2 段階以外の者
第 4 段 階	上記以外の者

特別養護老人ホーム（要介護 5 で多床室利用の場合）国の基準を参考

利用者負担段階	9月30日まで		利用者負担段階	10月1日から	単位(円)
第 1 段階	利用料	日 額 959 月 額 28,770	第 1 段階	利用料	日 額 941 月 額 28,230
	食 費	300 9,000		食 費	300 9,000
	居住費	— —		居住費	— —
	合 計	1,259 37,770		合 計	1,241 37,230
第 2 段階	利用料	日 額 959 月 額 28,770	第 2 段階	利用料	日 額 941 月 額 28,230
	食 費	500 15,000		食 費	390 11,700
	居住費	— —		居住費	320 9,600
	合 計	1,459 43,770		合 計	1,651 49,530
第 3 段階	利用料	日 額 959 月 額 28,770	第 3 段階	利用料	日 額 941 月 額 28,230
	食 費	500 15,000		食 費	650 19,500
	居住費	— —		居住費	320 9,600
	合 計	1,459 43,770		合 計	1,911 57,330
第 4 段階	利用料	日 額 959 月 額 28,770	第 4 段階	利用料	日 額 941 月 額 28,230
	食 費	780 23,400		食 費	1,380 41,400
	居住費	— —		居住費	320 9,600
	合 計	1,739 52,170		合 計	2,641 79,230

注 1：負担額（日額）は、各事業所が設定しておりますので事業所にご確認下さい。

注 2：負担軽減を行うには、介護保険負担限度額認定申請が必要となります。申請を行う場合は各事業所及び保健部保険課までご連絡下さい。（0920 - 58 - 1118）

注 3：通所介護（デイサービス）の食費は各事業所が設定しておりますので事業所にご確認下さい。



65歳以上の障害をお持ちの方で、
 まだ老人保健受給者になられていない方へ！

65歳以上75歳未満の方で、障害（注1）をお持ちの方は申請により老人保健の認定を受けることができます。

老人保健になったらどう違う？

↓ 65歳～69歳の方は、医療費負担が3割から1割へと軽減されます。

↓ 70～75歳の方は、高齢受給者証の交付がありますので負担割合は1割で変更はありませんが、医療費が保険者（国保の場合は対馬市国民健康保険）に請求されず、老人保健に請求されます。このため国保の場合、医療給付費が減少し、ひいては保険税が安くなることになります。

注1 認定の範囲

- 国民年金法による障害年金、障害基礎年金の受給権のある人
- 障害厚生年金、障害共済年金の1・2級の受給権のある人
- 身体障害者手帳の交付を受けていて、次のいずれかに該当する人
 - 1～3級：全員認定されます
 - 4級：次の4つの障害状態の方しか認定されません
 - ・ 音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障害
 - ・ 両下肢のすべての指を欠く人
 - ・ 1下肢の下肢の2分の1以上を欠く人
 - ・ 1下肢の機能の著しい障害

- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人

注2 福祉医療との兼ね合い（身体障害者手帳1～3級の人）

- 1・2級の方は、老人保健になっても福祉医療費の適用を受けることができます。
- 3級の方は、老人保健になりますと、福祉医療費の適用を受けることができませんので、慎重に判断しないといけません。